

平成27年 5月28日

各都道府県 地方分権改革担当課 御中

内閣府地方分権改革推進室

平成27年 地方分権改革に関する提案募集における支障事例の記載について

平素より、地方分権改革の推進に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成27年の提案募集については、現在事前相談を進めているところですが、提案における支障事例の記載に関して、参考までに、平成26年の主な事例を別添のとおりお送りします。

また、地方分権改革担当課において支障事例を十分把握できない場合には、事業を直接所管する各部局や出先機関等から意見聴取していただき、現場の意見をとりまとめて記載することを検討願います。

なお、お忙しいところ恐縮ですが、下記について、貴都道府県庁内並びに管内の市区町村、一部事務組合、広域連合及び地方公共団体を構成員とする組織に対する周知方よろしくお願いいたします。

(連絡先)

内閣府地方分権改革推進室

伊丹、塩川、石川、赤井

Tel:03-3581-2437

e-mail:teianbosyu@cao.go.jp

**(1) 国との協議に時間がかかりすぎ、施策等の実現のための適切な時期を逃した。**

**① 農地転用許可の権限移譲等**

- ・ 海に近く、塩害による被害が多い農地についてインターチェンジ至近性から企業が立地を計画したが、高性能機械による営農に適するかどうかで県の判断(1種又は3種)と国の判断(甲種)が異なった。最終的に県の判断の妥当性が国にも理解されたが、ここまで1年を要し、企業は進出を断念した。(地方六団体「農地制度のあり方について」(平成26年7月16日))
- ・ ショッピングセンター新設のための農振除外・農地転用許可について、代替性、集団性の要件等の確認のために必要な周辺の土地利用状況について国に情報が少ないことから、大臣許可までに3年8ヵ月もかかり、開店が大幅に遅延した。(地方六団体「農地制度のあり方について」(平成26年7月16日))

**② 企業立地促進法に基づく基本計画の同意に係る事前審査・事前協議の原則廃止等**

- ・ 基本計画の同意を得るための主務大臣と他省庁間の事前協議に時間を要しており、地域産業活性化協議会での協議期間を含めると、承認までに6ヵ月程度を要する事例がある。初期投資を抑制しようとする企業は、同法に基づく低利子融資等の優遇策の活用が適否が不明なため、法に基づく基本計画が同意(計画の変更を含む)されるまでの間工事着工が出来ず、場合によっては投資計画そのものを見直す必要が生じるなど、長期の協議期間が企業の円滑な事業推進に大きな支障を生じている。(提案番号370)
- ・ 直近の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を経たことにより、正式な協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年8月の予定である。この変更内容は、基本計画の中から、市の財団が行っている事業が廃止になったため、計画の記述から削除するものであるが、その程度の変更に半年近くの間を費やし、協議会の会員である各市町の長の印を集め、さらに関係省庁数分の大臣の同意を得る必要がある。(提案番号474)

**③ 保安林の指定・解除権限の一部の都道府県への移譲等**

- ・ 指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヵ月の事例も)を要しており、申請者からの問い合わせに対応するケースも見受けられる。(提案番号890)
- ・ 全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号~3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。

### 【具体的な効果】

- ・ 指定の確定告示までの期間：  
大臣権限（H25実績平均）約 280 日→知事権限（H25実績平均）約 80 日
- ・ 解除の確定告示までの期間：  
大臣権限（H25実績平均）約 1 年→知事権限（H25実績平均）約 6 ヶ月
- ・ 指定施業要件の変更の確定告示までの期間：  
大臣権限（H25実績平均）約 280 日→知事権限（H25実績平均）約 80 日  
（提案番号 198）

## （２）隣接団体・他団体との不均衡が存在する。

事務処理特例制度により開発許可権限を有する市町村に係る都道府県開発審査会の運用見直し

- ・ 開発審査会の開催にあたっては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに 4～5 か月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第 34 条第 12 号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていく上での妨げになっている。
- ・ 現に開発審査会を設置されている指定都市等と比較して、県の開発審査会に諮問する場合には、開催までに相当の時間を要している。（提案番号 429）

## （３）条例等により自主的に基準を策定することができない。

### ① 公営住宅の明渡し請求に係る収入基準（政令）の条例委任

- ・ 公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成 25 年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者 235 名（全体の 13.16%）が引き続き入居しており、入居待機者は 152 名に及んでいる。（提案番号 743）

### ② 介護認定審査会委員の任期の条例委任

- ・ 介護保険認定審査会委員の任期は、介護保険法施行令第 6 条により、全国一律に 2 年とされている。

委員の改選時には、関係機関等との調整や委員の研修を実施するなど相当の時間と労力を要しているが、本市では、平成 26 年 4 月現在の委員 390 名のうち、平成 25 年 4 月の改選時に再任された委員が 355 名と 9 割以上を占めており、2 年を超えて再任される委員が大多数である。（提案番号 671）

### ③ 保育所の従うべき基準の見直し

- 平成 13 年度に創設した都独自の基準を定めた認証保育所では、基準面積の年度途中の弾力的運用を認め(2歳未満児居室面積について年度当初3.3㎡→年度途中2.5㎡)、産休、育休明けなどの年度途中の保育ニーズの受け皿として柔軟に対応している。

こうした地域の実情に応じた基準により設置している認証保育所は、制度創設以来、毎年度増え続け、直近 10 年でみると、認証保育所が 543 か所、認可保育所 296 か所増加し、増加の 7 割を認証保育所が占めており、都の保育施策で大きな実績を上げている。(提案番号 744)

#### **(4) 住民(又は事業者)が申請等を行う窓口が、事案によって別々である。**

##### **麻薬小売業者(薬局)間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲**

- 麻薬小売業者(薬局)は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡すことはできないが、厚生労働大臣の許可を受ければ一定の条件の下、麻薬小売業者間で譲渡できることとなっている。麻薬小売業者間譲渡許可の実際の事務は地方厚生局麻薬取締部が行っている。

一方、麻薬小売業者の免許は都道府県知事の権限であり、通常の監視指導は都道府県が行っている。

小売業者にとっては、緩和ケアの推進等で利用が増えている麻薬を有効利用するため、小売業者間譲渡許可を取得し、業者間で麻薬の譲受を行いたいが、許可申請などの手続きを県外にある厚生局にしなければいけないため、時間がかかるなど不便な状況にある。(提案番号 187)

#### **(5) 国の規制等により必要な施策が実施できない。**

##### **① 採石業者及び砂利採取業者の登録の拒否及び登録の取消し等の要件等に暴力団員等を追加**

- 各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、採石法第 3 2 条に規定する採石業の登録については、同法第 3 2 条の 4 第 1 項及び第 3 2 条の 1 0 第 1 項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にあり、現に警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が採石業の登録を受けていることが判明した際も登録を取り消すことができず、対応に苦慮した県もある(ある企業に対して、産業廃棄物関係の許可は取り消すことができたが、採石法関係は取り消すことができなかった)。(提案番号 375)

##### **② 乳児 4 人以上を受け入れる保育所における保健師又は看護師 1 人を、保育士定数に算入できる規定への准看護師の追加**

- 保育所における乳幼児の受入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応など

のため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所であって、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。

しかしながら、保育所からは、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されていることに加え、医療機関においても看護師不足が課題となっている中、保育所における看護師確保が困難となっており、准看護師まで認めてほしいという意見が上がっている。(提案番号372)

### ③ 備蓄（防災）倉庫の建築確認が不要になる場合の明確化

- 東日本大震災が発生した平成23年3月以降に結成された自主防災組織は10団体を数え、本市としてはこれらの団体に対して防災資機材の購入費に係る補助金を交付し、防災資機材をはじめとする防災備蓄品等の整備を促進している。これに伴い、各団体から防災備蓄品等を収納するための防災倉庫を設置したい旨の要望が多くあがっている。これらの防災倉庫の多くは、一般家庭で設置するような10㎡未満の簡易なスチール製倉庫であるが、防災倉庫を設置する場所は公園等の他に建築物のない空地の場合が多く、建築基準法上、確認申請の必要が生じ、その手続き及び費用が大きな負担となり、自主防災組織における防災倉庫の設置については、やむなく断念せざるを得ない状況が発生している。(提案番号217)

## (6) 国による義務付け・枠付けが地域の実態に即していない。

### ① 社会医療法人の認定要件の緩和

- へき地医療拠点病院は、その常勤医が減少する中であってもへき地の診療所に対して医師を派遣しており、へき地医療における重要な役割を果たしている。

へき地医療拠点病院からの支援が受けられなければ診療を継続していくことが困難なへき地診療所もあり、へき地医療拠点病院の指定がなくなった場合は、これらの地域の医療提供体制に著しく影響を及ぼす。

一方、社会医療法人がへき地医療拠点病院に医師を派遣することを通して地域の情報を徐々に蓄積することにより、将来的にへき地診療所に直接医師を派遣しやすくなることが期待されるなど、社会医療法人がへき地医療拠点病院に医師を派遣することは、へき地における医療提供体制を維持していくためにも必要である。(提案番号308)

### ② 保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間の廃止

- 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。(提案番号789)

### ③ 特定外来生物の防除活動に伴う規制に係る運用の改善

- ・ 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。(提案番号 738)